（登録基準）

第十三条　経済産業大臣は、第十一条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一～二　［略］

三　研修の業務を適確に実施するために必要な課目別担当講師（別表第一の第三欄に掲げる講義課目を担当する講師をいう。以下同じ。）及び第十五条第七号に規定する修了試験委員を確保できること。

四　［略］

2　［略］

（登録の更新）

第十四条　［略］

（研修実施の義務）

第十五条　［略］

一　第十条に規定する事項に従つて行われるものであること。

二　［略］

三　第十条第二項の規定により提出されたエネルギー使用合理化実務証明書に基づき、研修を受けようとする者が、同条第一項に定める基準を満たす者であることを確認すること。

四　登録研修機関は、課目別担当講師を選任しようとするときは、第四十三条に規定するエネルギー管理士試験員の要件に該当する者のうちから選任すること。

五～十　［略］

十一　第十七条第一項の規定により届け出た同項に規定する研修業務規程を遵守すること。

（登録事項の変更の届出）

第十六条　登録研修機関は、第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第八の登録研修機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（研修業務規程）

第十七条　［略］

2　［略］

（登録基準）

第十一条　経済産業大臣は、第九条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一～二　［略］

三　研修の業務を適確に実施するために必要な課目別担当講師（別表第一の第三欄に掲げる講義課目を担当する講師をいう。以下同じ。）及び第十三条第七号に規定する修了試験委員を確保できること。

四　［略］

2　［略］

（登録の更新）

第十二条　［略］

（研修実施の義務）

第十三条　［略］

一　第八条に規定する事項に従つて行われるものであること。

二　［略］

三　第八条第二項の規定により提出されたエネルギー使用合理化実務証明書に基づき、研修を受けようとする者が、同条第一項に定める基準を満たす者であることを確認すること。

四　登録研修機関は、課目別担当講師を選任しようとするときは、第四十一条に規定するエネルギー管理士試験員の要件に該当する者のうちから選任すること。

五～十　［略］

十一　第十五条第一項の規定により届け出た同項に規定する研修業務規程を遵守すること。

（登録事項の変更の届出）

第十四条　登録研修機関は、第十一条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第八の登録研修機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（研修業務規程）

第十五条　［略］

2　［略］

（研修業務の休廃止）

第十八条　［略］

（研修の実施計画）

第十九条　［略］

（修了試験委員）

第二十条　登録研修機関は、修了試験委員を選任しようとするときは、第四十三条に規定するエネルギー管理士試験員の要件に該当する者のうちから選任しなければならない。

2・3　［略］

（研修修了者等の報告）

第二十一条　［略］

（財務諸表の備置き及び閲覧等）

第二十二条　［略］

（秘密保持義務）

第二十三条　［略］

（適合勧告）

第二十四条　経済産業大臣は、登録研修機関が第十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善勧告）

第二十五条　経済産業大臣は、登録研修機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（登録の取消し等）

第二十六条　経済産業大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

（研修業務の休廃止）

第十六条　［略］

（研修の実施計画）

第十七条　［略］

（修了試験委員）

第十八条　登録研修機関は、修了試験委員を選任しようとするときは、第四十一条に規定するエネルギー管理士試験員の要件に該当する者のうちから選任しなければならない。

2・3　［略］

（研修修了者等の報告）

第十九条　［略］

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十条　［略］

（秘密保持義務）

第二十一条　［略］

（適合勧告）

第二十二条　経済産業大臣は、登録研修機関が第十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善勧告）

第二十三条　経済産業大臣は、登録研修機関が第十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（登録の取消し等）

第二十四条　経済産業大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。